

【添付資料1】

<リスク分担表(案)(1)>

段階	リスクの種類	No.	内容	リスク分担	
				大学	事業者
共通 (2)	法令リスク	1	・法制度・許認可の新設・変更に関わるもの(事業に影響を及ぼすもの)		-
	税制リスク	2	・消費税率の変更によるもの		-
		3	・法人税の変更によるもの(法人の利益に係るもの)	-	
		4	・法人税の変更によるもの(上記以外のもの)		-
		5	・建物所有に関する新税または税率の変更によるもの(大学への所有権の移転前)	-	
		6	・その他の新税または税率の変更によるもの(事業に影響を及ぼすもの)	(3)	(3)
	デフォルト・リスク (契約解除リスク)	7	・事業者の事業放棄、破綻などによる場合	-	
		8	・大学の債務不履行、当該サービスが不要となった場合		-
		9	・戦争、暴動、天災等といった不可抗力による場合	(4)	(4)
	政治・行政リスク	10	・国の債務負担行為の設定に関する承認が得られない場合		-
		11	・大学に関わる政策の変更(本事業に影響を及ぼすもの)		-
	大学の将来動向に関するリスク	12	・大学の移転、組織改正等に伴うリスク		-
	環境問題リスク	13	・設計、建設、維持管理・運営における有害物質の排出・漏洩など、環境保全に関わるもの	-	
	移管手続きリスク	14	・施設移管手続きに伴う諸費用発生、事業会社の清算手続きに伴う損益等	-	
計画 ・ 設計	発注者責任リスク	15	・事業者の発注による工事契約の内容およびその変更に関するもの	-	
	測量・調査リスク	16	・大学が実施した測量・調査に関するもの		-
		17	・事業者が実施した測量・調査に関するもの	-	
	設計リスク	18	・大学の提示条件・指示の不備や変更によるもの		-
		19	・事業者による不備や変更によるもの	-	
資金調達リスク	20	・必要な資金の確保に関するもの	-		
建設	工事遅延・未完工リスク	21	・大学の責めによる工事の遅延や未完工のリスク		-
		22	・不可抗力による工事の遅延や未完工のリスク	(4)	(4)
		23	・上記以外の要因による工事の遅延や未完工のリスク	-	
	性能リスク	24	・大学の要求する性能に達しない場合の改善リスク、その他損害に関するリスク	-	
	建設コストリスク	25	・大学の責めによる工事費の増大		-
		26	・不可抗力による工事の増大	(4)	(4)
		27	・上記以外の要因による工事費の増大	-	
関連インフラ整備リスク	28	・周辺のインフラ(電気、ガス、水道等)未整備に関するもの		-	

	施工監理リスク	29	・施工監理に関するもの	-	
	施設損傷リスク	30	・供用開始前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害	-	
	用地リスク	31	・地中障害物及び埋蔵文化財が存在するために発生する追加費用の負担及び工期の延長		-
		32	・土壌汚染等の土地の瑕疵	(5)	(5)
		33	・建設に係る仮設、資材置場の確保に関するもの	-	
	物価リスク	34	・建設期間中のインフレ・デフレ	-	
維持管理・運営	支払遅延・不能リスク	35	・大学からのサービス購入料金の支払遅延・不能に関するもの		-
	計画変更リスク	36	・大学の指示による事業内容・用途の変更に関するもの		-
	性能リスク	37	・大学の要求する性能に達しないために必要となる改善、その他損害に関するリスク	-	
	維持管理コストリスク	38	・大学の責めによる事業内容・用途の変更に起因する維持管理費の増大・減少		-
		39	・不可抗力により起因する維持管理費の増大	(4)	(4)
		40	・上記以外の要因による維持管理費の増大(物価の変動によるものは除く)	-	(6)
	施設損傷リスク	41	・大学の責めによる損傷		-
		42	・不可抗力に起因する損傷	(4)	(4)
		43	・事故・火災等による損傷	(7)	(7)
		44	・施設の瑕疵による損傷	(8)	(8)
45		・通常劣化による損傷	-		
46		・上記以外の要因による損傷	-		
マーケットリスク 店舗退店リスク	47	・キャンパス内での学生数の急激な減少		-	
	48	・大学の責めによる事業内容・用途の変更などに起因するもの		-	
	49	・上記以外の要因によるもの	-		
修繕費増大リスク	50	・大学の責めによる事業内容・用途の変更に起因するもの		-	
	51	・不可抗力により起因するもの	(4)	(4)	
	52	・上記以外の要因によるもの	-		
	物価リスク	53	・維持管理・運営期間中のインフレ・デフレ	(6)	-
	パートナーリスク	54	・事業パートナーの能力不足などによるリスク	-	
その他	入札説明書リスク	55	・入札説明書等の誤りに関するもの。		-
	応募リスク	56	・応募費用に関するもの	-	
	契約締結リスク	57	・大学の責めにより、選定事業者と契約が締結できない、または手続きに時間を要する場合		-
		58	・上記以外の要因によるもの	-	

- (凡例) : リスクの全部または大部分を負担する。
 : リスクの条件に応じて、大学と事業者のいずれかあるいは双方がリスクを負担する。
- : リスクの大部分または全部を負担しない。

- (1) 本リスク分担表(案)は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を表すものであり、より詳細な条件および負担方法については、事業契約書案において提示する。
- (2) 共通のリスクとは、計画・設計、建設、維持管理・運営の全ての段階に関わる基本的なリスクを表す。計画・設計、建設、維持管理・運営に示していない条件下でのリスクについて、共通のリスクに記載があるものについては、原則として当該リスクにおける考え方を準用する。
- (3) 法人の利益に係る新税または税率の変更については事業者のリスク、その他の新税または税率の変更は大学のリスクとすることを原則として考えている(ただし、事業に影響を及ぼすものに限定する)。
- (4) 不可抗力事由により、大学および事業者に追加費用その他損害が発生した場合、互いに損害賠償請求を行わないことを想定している。また、事業者に生じる追加費用その他損害が発生した場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを越えるものについては大学の負担とすることを原則として考えている。より詳細な負担方法については、事業契約書案において提示する。
- (5) 事業者が施設建設のために必要な測量および地質調査を行った結果、土地の瑕疵が発見された場合、大学は、当該瑕疵の除去修復に起因して事業者に発生した合理的な追加費用を負担する。ただし、測量および地質調査の不備、誤謬があり、かつ、そのために土地の瑕疵を発見することができなかった場合、上記の費用は事業者が負担するものとする。
- (6) 維持管理・運営に係るコストについて、物価の変動があった場合は大学のリスクとして、維持管理・運営に係るサービス対価を物価の変動に合わせて一括して改訂するものとし(リスク分担表(案)No.53)、個々の費用内訳の変動については事業者のリスクとして、個々の変動に応じた対価の改訂は行わない(リスク分担表(案)No.40)。
- (7) 事故・火災等による損傷リスクのうち、入札条件にて付保を義務づけている保険によって賄うことのできる部分については保険によるものとし、それを越える部分について帰責事由に応じるものとする。
- (8) 施設の瑕疵による損傷リスクについては、開業より 10 年以内に明らかとなったものについては事業者の負担とし、11 年目以降について明らかとなったものについては大学の負担とする。